

○農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)(抜粋)

(米穀の生産者に係る品位等検査)

第三条 米穀の生産者は、その生産した米穀について品位等検査を受けることができる。

(米穀の売買取引業者等に係る品位等検査)

第五条 米穀の売買取引又は加工を業として行う者(以下「売買取引業者等」という。)は、その所有し、又は占有する米穀で品位等検査を受けていないものについて品位等検査を受けることができる。

2 (略)

(検査証明)

第十三条 登録検査機関は、農産物検査を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、その農産物の包装若しくは票せんに検査年月日、農産物検査の結果その他必要な事項を表示し、又は当該農産物検査を請求した者(第十六条において「受検者」という。)にこれらの事項を記載した検査証明書を交付しなければならない。

2 何人も、農産物の包装又は票せんに、前項の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

3 (略)

(生産者に係る品位等検査を行う者の特定等)

第十四条 (略)

2 登録検査機関は、第五条第一項(第八条において準用する場合を含む。)、第九条及び次条第二項の品位等検査であつて、農産物の売買取引業者等からの請求により行うものについては、農林水産省令で定める場合を除き、銘柄についての検査を行うことができない。

(農産物検査の義務等)

第二十条 (略)

2 農産物検査員は、公正かつ誠実にその職務を行わなければならない。

3 登録検査機関は、農産物検査員が農産物検査を実施したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

(業務規程)

第二十一条 登録検査機関は、農産物検査の業務の開始前に、農産物検査の業務の実施方法、検査手数料に関する事項その他の農林水産省令で定める事項を内容とする業務規程を定め、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 (略)

(登録の取消し等)

第二十四条 農林水産大臣は、登録検査機関が第十七条第三項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 農林水産大臣は、登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて農産物検査の業務の停止を命ずることができる。

一 第二十一条第一項の規定による届出に係る業務規程によらないで農産物検査を行ったとき。

二・三 (略)

3 (略)

4 農林水産大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(帳簿の記載)

第二十五条 登録検査機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、これに農産物検査に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(調査)

第三十一条 (略)

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録検査機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

(聴聞の特例)

第三十二条 農林水産大臣は、第二十四条第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第二十四条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

○農産物検査法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十二号)(抜粋)

(品位等検査の検査方法)

第六条 品位等検査は、各個に、又は抽出して行う。この場合における抽出の方法は、農林水産大臣が定める標準抽出方法によるものとする。

2 品位等検査に係る品位についての検査は、農林水産大臣が定める標準計測方法及び

鑑定方法により行う。ただし、種苗法(平成十年法律第八十三号)第六十一条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準に従い生産及び調整された種子もみ、種子小麦、種子大麦、種子裸麦又は種子大豆に係る検査のうち、当該基準に定められた事項に係る検査は、当該基準に適合することを証する書類により行う。

(報告)

第二十条 登録検査機関は、法第二十条第三項の規定による報告をしようとするときは、農林水産大臣の定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、農林水産大臣が定める期日までにこれを農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 農産物検査を行つた農産物の数量
- 二 農産物検査を行つた農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位又は成分についての検査の結果

(業務規程)

第二十一条 法第二十一条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 農産物検査の業務の実施方法に関する事項
 - 二 農産物検査に係る手数料の額に関する事項
 - 三 農産物検査に係る手数料の収納の方法に関する事項
 - 四 農産物検査を行う時間及び休日に関する事項
 - 五 農産物検査を行う区域及び農産物検査を行う場所(年間を通じて農産物検査を行う場所に限る。)に関する事項
 - 六 農産物検査の受付の条件に関する事項
 - 七 農産物検査の受検のための準備に関する事項
 - 八 農産物検査員の配置に関する事項
 - 九 機械器具その他の設備の保守点検に関する事項
 - 十 農産物検査の請求書の保存に関する事項
 - 十一 帳簿の備付けに関する事項
- 2 前項第一号の農産物検査の業務の実施方法に関する事項には、第十条第四項に規定する方法により検査証明を行う場合には、その旨及びその実施方法に関する事項を定めなければならない。

(帳簿)

第二十二条 法第二十五条に規定する帳簿は、農産物検査の業務を行う登録検査機関ごとに作成し、農産物検査の業務を行う事務所に備え付け、最終の記載の日から五年間保存しなければならない。

2 法第二十五条の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 農産物検査を請求した者の氏名又は名称及び住所
- 二 農産物検査の請求を受けた年月日

三 農産物検査を行つた年月日

四 (略)

五 農産物検査を行つた農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位又は成分についての検査の結果

六・七 (略)

○行政手続法(平成五年法律第八十八号)(抜粋)

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ～ニ (略)